

平成20年度 第2回北海道地方独立行政法人評価委員会 会議結果

1 開催日時

平成20年8月8日（金）10:00～11:30

2 開催場所

北海道庁別館10階 企業局会議室

3 出席者

【委員】

舟橋 健市	委員長（公認会計士）
宇根 良衛	委員（独立行政法人国立病院機構 西札幌病院 病院長）
太田 明子	委員（太田明子ビジネス工房代表）
宮腰 昭男	委員（札幌大学 学長）
和田 健夫	委員（国立大学法人 小樽商科大学 副学長）

【事務局（行政改革局）出席者】

重田参事、苗代主幹、他

4 会議次第

1 開会

2 委員長挨拶

3 議事

- （1）平成19年度北海道公立大学法人札幌医科大学の財務諸表及び利益処分案について
- （2）平成19年度北海道公立大学法人札幌医科大学の業務実績に関する評価結果（事務局素案）について

4 閉会

5 議事概要

<委員長>

- ・前は法人から提出された業務実績報告書について、各委員から質問等を受けました。これらを踏まえ、事務局で評価結果素案を作成したので、後ほどご審議いただきと思います。
- ・本日は、札幌医科大学の財務諸表と利益処分案に関する件と、評価委員会評価結果の事務局素案について検討する予定です。
- ・財務諸表は法人から知事に提出されたものですが、そのうち利益処分案については知事が承認するに際して、あらかじめ評価委員会の意見を聴することとなっています。
- ・評価結果の事務局素案は、これをたたき台として各委員の意見等を伺い、次回委員会で評価結果（案）を提案したいと考えております。
- ・審議に入る前に、前回の評価委員会で、時間の都合で審議できなかった業務実績報告書に係る各委員からの質問について、その後、法人から書面で回答を受けたものについて、何か補足的な質問、意見等がありましたら発言願います。

<各委員>

- ・特になし

<委員長>

- ・個人的には、「何々を検討する。」とあって、評価のところで全く同じ文章で、「検討した。」という文言が並んでおり、もう少し回答の表現に工夫があっても良いのではないかと感じました。
- ・細かいことはいろいろあるのかも知れませんが、大局的に見て、特にご質問がないようですので、法人からの業務実績報告書に係る回答については、評価委員会として了承します。

3 議事

- （1）平成19年度北海道公立大学法人札幌医科大学の財務諸表及び利益処分案について

- ・それでは議事に入ります。「財務諸表及び利益処分案について」ですが、審議する前に、財務諸表等の概要について事務局から説明願います。

<事務局>

1 財務諸表

- ・公立大学法人は、道民その他の利害関係者に対し財政状態や運営状況に関する説明責任を果たし、自己の状況を客観的に把握する観点から、地方独立行政法人法第34条及び北海道地方独立行政法施行細則第9条に基づき、財務諸表として、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書の作成が義務付けられています。
- ・法人は、事業年度の終了後3月以内に事業報告書と決算報告書を添えて、財務諸表を知事に提出することとされており、6月30日付けで会計監査人及び監事の監査報告意見を添付して、知事あてに提出されました。
- ・知事は、評価委員会の意見を聴いたうえで、経営努力に係る承認を行うこととされています。

2 平成19年度決算の概要

- ・資料3の①及び資料3の②の「平成19年度財務諸表相関図」に基づき説明します。

(1) 貸借対照表

- ・相関図の左上の「貸借対照表」において、資産の総額は453億円で、その内訳は固定資産が400億円、流動資産が53億円です。
- ・固定資産として主なものは、土地が115億円、建物が230億円です。また、流動資産の主なものは、未収附属病院収入が33億円、現金及び預金が7億円です。
- ・負債の総額は、93億円であり、その内訳は、固定負債が47億円、流動負債が46億円です。
- ・固定負債としての主なものは、公立大学法人の会計特有の処理である資産見返負債が33億円であり、これは、固定負債として償却資産を承継・取得した場合に当該資産の見返として同額を計上し、減価償却処理により費用が発生する都度、取り崩して収益化する取り扱いとするものです。
- ・また、医療機器の購入に係る道からの貸付金である長期借入金は5億円であり、長期未払金は9億円となっています。
- ・流動負債の主なものとして、未払金が39億円です。
- ・資本の部の総額は、360億円です。
- ・道からの出資金である資本金は346億円、資本剰余金は、資料3の①では、0となっていますが、資料3の②ではマイナス4千2百万円となっています。
- ・資本剰余金の主なものとしては、損益外減価償却累計額です。これは公立大学法人の特有の会計処理で、北海道から出資された教育・研究用の建物等は、減価償却に見合う収益の獲得が見込めないことから、減価償却処理を損益計算に反映させず、資本剰余金から控除する取り扱いとしているものです。
- ・また、利益剰余金は15億円です。

(2) 損益計算書

- ・経常費用の総額は269億円であり、その主なものとしては、診療経費が107億円、人件費が136億円です。
- ・経常収益の総額は279億であり、その主なものとしては、道からの運営費交付金による収益が66億円、授業料・入学金・検定料といった学生納付金である授業料収益等が8億円、附属病院の診療収入である附属病院収益が187億円、資産見返負債戻入が7億円です。
- ・なお、資産見返負債戻入7億円については、公立大学法人特有の会計処理で、減価償却処理により費用が発生する都度、負債から取り崩して収益化する取り扱いにより発生する収益です。
- ・経常収益から経常費用を差し引いた経常利益は、10億円です。
- ・臨時損失は8億円で、主なものとして、道から承継した物品のうち、50万円未満の物品は消耗品費として1年で償却したことに伴う、消耗品費の除却損が6億円です。
- ・臨時利益は13億円で、主なものとして、道から承継した物品の受贈益が6億円、同じくたな卸資産の受贈益が3億、同じく道から承継した病院の未収債権の受贈益が2億円です。
- ・臨時利益から臨時損失を差し引いた額は5億円です。
- ・なお、この臨時利益及び臨時損失については、公立大学法人移行時限りの特殊要因により発生

したものです。

- ・損益計算書における当期総利益は、経常利益の10億円と、臨時利益から臨時損失を引いた5億円を合計した15億円となっています。

(3) キャッシュ・フロー計算書

- ・キャッシュ・フロー計算書は、法人の一会計期間における資金収支状況を報告するため、資金収支状況を一定の活動区分別に表示するものです。
- ・法人の収入が251億円、支出が244億円であり、資金期末残高は7億円です。この金額は、貸借対照表の現金及び預金の額と一致しています。

(4) 利益の処分に関する書類

- ・利益の処分に関する書類（案）ですが、法人からは15億円の申請がありました。
- ・これは、当期末処分利益15億円を知事の承認を受けて、次年度の剰余金の使途（教育、研究および診療の質の向上）に充てようとするものです。

(5) 行政サービス実施コスト計算書

- ・行政サービス実施コスト計算書ですが、これは法人の業務運営に関しての道民の負担に帰せられるコストを表示するものであり、損益計算の対象とはならない道からの無償借受資産の賃料相当額などを機会費用として加える一方で、道民の直接の負担とはならない学生納付金、附属病院の診療収入などの自己収入を除いて算定するものです。
- ・法人の実質的な行政サービス実施コストは92億円です。
- ・損益計算書上の経常費用269億円と臨時損失8億円の合計277億円が業務費用277億円となっており、この金額から自己収入等の202億円を引いた75億円に出資した建物の損益外減価償却等相当額7億円と将来発生する退職給付の増加見積額6億円、道から無償借受資産の賃料相当額などの機会費用が4億円、これらを合計し、行政サービス実施コストは92億円となっています。

<委員長>

- ・事務局から平成19年度財務諸表について、億円単位で説明いただきました。
- ・これについて、何かご質問はありますか。

<委員>

- ・現金及び預金ですが、私立大学のレベルからすると、7億円というのは随分少ないように感じる。私立大学などでは、不測の事態に備え、それなりの現金預金を内部留保しているが、この7億円というのは適当な金額と見ていいですか。

<事務局>

- ・道では、法人が資金ショートを生じないように、運営費交付金を四半期毎に交付しており、法人においても資金管理計画を策定し、適切な資金管理に努めています。
- ・他大学との比較では、A大学では10数億円、B大学では50億円など、規模による差もあると考えますが、各大学間ではばらつきがあるところであり、札幌医科大学の7億円というのは少ない方と考えています。

<委員>

- ・例えば、事故等があつて、建物が火災にあつたなどといった場合、資金面でどのように対応するのですか。

<事務局>

- ・そのような場合、その都度協議して、必要であれば、補正予算を組むなどの個別対応をすることになるかと考えています。
- ・なお、中期計画では短期借入金の枠として18億円を設定しており、通常の運営における、一時的な資金不足については、法人が短期借入金で対応できることになっています。

<委員長>

- ・事業報告書のP11とP13は共に資金収支の資料だと思いますが、金額が一致しない理由を

教えてください。

<事務局>

- ・P 1 3の資金計画につきましては、全くの現金ベースの数字でございまして、P 1 1の決算につきましては、未収金、未払金を含んだ金額で記載されており、その差額です。

<委員長>

- ・分かりました。範囲を現金のみとするか、未収、未払分まで含めるかの違いですね。
- ・他に何か質問はありますか。

<委員>

- ・財務諸表については、公表するのですか。

<事務局>

- ・公表します。貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書は公告します。
- ・事業報告書、決算報告書、監事の意見、会計監査人の意見は閲覧します。
- ・また、知事承認後、法人がホームページに掲載することとなります。

<委員>

- ・わかりにくい用語などについては説明を付すなど、道民にとってわかりやすいものとなる工夫が必要と考えます。

<委員長>

- ・次に、利益処分に係る知事の承認について事務局から説明願います。

<事務局>

- ・公立大学法人の主たる事業は、教育、研究及び診療であり、事業の実施により利益の獲得を目的とするものではなく、基本的には計画どおりに業務を行えば損益が均衡する仕組みとなっています。
- ・剰余金は、損益計算において収益から費用を差し引いた差額ですが、資料4に基づき説明します。便宜上、当該資料は百万円単位で整理しています。
- ・法人の利益処分案では、当期総利益約15億円については、全額目的積立金で整理し、道に対して承認申請があったところです。
- ・資料5の2/22評価委員会でお示した基準(案)に則り、財政当局と協議中ですが、承認に先立ち、あらかじめ評価委員会の意見を伺うものです。
- ・臨時収益13億3千万円は、臨時損失7億9千3百万円との差額5億3千7百万円が剰余金ですが、その内訳としては、⑤にあるとおり、法人化時における道時代の診療収入、学生納付金などの未収債権や、医薬品などのたな卸資産や、医療材料等となっており、いわば、法人化時に債権やものとして渡したものの法人化時の評価額が、利益として計上されているものです。
- ・当該剰余金については、医科系公立大学法人や国立大学法人において、法人化初年度に同様に発生していますが、整理の方法は、目的積立金とする整理の方法と、積立金として整理している場合の2通りがあります。
- ・道としては、法人の経営努力ではないことから、「積立金」として整理したいと考えています。
- ・次に、その他経常利益の部分に関しては、自己収入等と運営費交付金による収入で構成されています。
- ・道からの法人に対しては、運営費交付金、施設整備等補助金、医療機器等に係る長期貸付金が交付されていますが、補助金及び長期貸付金については事業の確定額で法人に対して交付されていることから、収入と支出は一致しており、この表の数字には含まれていません。
- ・運営費交付金のうち、退職手当及び派遣職員分人件費については、中期計画の算定ルールにおいて、翌年度精算となっており、平成19年度においては、総予算額24億4千万円に対して、実績20億8千1百万円となっており、差額の3億5千9百万円が精算対象経費となっています。これは、資料1-①の附属明細書P13の13-1運営費交付金債務の期末残高と一致しています。
- ・当該残額は、⑥及び⑦に記載してあるとおり、精算対象経費であるため、19年度決算では収

益化されず、運営費交付金債務のまま、翌年度に繰り越しをすることになります。

- ・収入と支出の計の欄 295億4千4百万円は、損益計算書の左右それぞれの合計欄に債務繰越の額3億5千9百万円を足したものになっています。
- ・また、運営費交付金のうち、④に記載されている後期臨床研修医処遇改善に係る残額等については、本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したものであることから、努力外となります。
- ・従って、経営努力と認定できるのは、経営努力認定基準の①の3億8千8百万円と②と③の5億4百万円の合計、8億9千2百万円と考えています。この額で、北海道としては経営努力の認定をしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

<委員長>

- ・ただ今、事務局から説明がありましたが、利益処分に係る知事承認について、何かご意見・質問等がありますか。

<事務局>

- ・現在、財政当局と協議中で、今後内容が変わる可能性がありますので、次回20日の評価委員会で再度説明したいと考えています。

<委員長>

- ・今の説明で、かなり内容を細かく分析されたように思います。経営努力であるものとそうでないものをはっきり分けるということですね。
- ・法人移行時に、ただでもらった債権等は当然、経営努力外であるというのは、まったくその通りと思います。

<委員>

- ・基本的な質問なのですが、「積立金」と「目的積立金」の違いを教えてください。

<事務局>

- ・「目的積立金」というのは、法人で、翌年度以降教育等に関する使途に充てることができるもので、「積立金」というのは、積立はしておくのですが、法人独自の判断で使用することができず、翌年度以降、赤字等の欠損が生じた場合は、この「積立金」で穴埋めをするものです。
- ・法人の判断で使えるか使えないかの違いです。
- ・資料4にもあるとおり、現金の裏付けがあるものとそうでないものがあるので、現金の裏付けのないものは「積立金」となります。
- ・それから、先程、委員長のご説明にもありましたとおり、経営努力外のもの、「積立金」になります。

<委員長>

- ・「目的積立金」に整理したとしても、キャッシュが伴わなければ、何もできないということもありますので、「積立金」という整理になるということですね。
- ・また、経営努力の結果、「目的積立金」が膨らんでいけば、それは確かに法人が努力をしてそれだけの利益を出したということの証明にもなりますので、そういった意味では、経営努力であるか、ないかは評価委員会が検証していく必要があるものと考えます。

<委員>

- ・ただし、法人に対して、ある程度インセンティブを与えるためには、努力した分は、きちんと認定しないといけないですね。

<委員>

- ・資料4の「目的積立金」の運営費交付金に関わる③その他、地方独立行政法人において経営努力であることを立証したものであるというのは、実際にあるのですか。

<事務局>

- ・②と③をはっきり区分するのは難しいのですが、例えば、人件費が節減された場合については、欠員分があり、それを現員分でカバーしたので経営努力であるなどの説明を求めている部分

はあります。それで、個別に何かを立証したということではなく、個別の内容の確認の中で、経営努力であるかそうでないかを確認しています。

<委員長>

- ・他にご質問等がありますか。

<委員>

- ・他大学では100%目的積立金にしているところもあると思うのですが、それは考え方の違いなのでしょうか。この考え方というのは、各大学で異なるのでしょうか。

<事務局>

- ・公立大学法人の例では、比較対象とした5大学のうち、2大学については、ノンキャッシュの部分、いわゆる初年度特有の債権受贈益については積立金として整理していますが、他大学は、初年度特有の利益も含めて目的積立金としています。
- ・その基本的な考え方は、運営費交付金を渡すときに、算定ルールのなかで経営努力を課しているので、その上で生じた利益については、基本的には経営努力分として認めようという考え方によります。

<委員>

- ・運営費交付金にしても、これからだんだん減額されてきますので、その中で出てきた利益については、基本的に経営努力とするというのも一つの考え方ですね。
- ・また、それぞれ中身を精査して、経営努力であるかそうでないかをしっかり見ていくというのも一つの考え方ではありますね。

<委員>

- ・経営努力認定する基準というのは、法律等で決まっていますのですか。

<事務局>

- ・地方独立行政法人法の会計基準第71の4の中に具体的な考え方が示されています。
- ・基準にもあるとおり、法人が経営努力分として認めてもらうためには、法人は自ら立証する責任があるので、説明が不十分なものについては経営努力とは認められません。

<委員長>

- ・今回は事務局で、かなり内容を分析して、「目的積立金」と「積立金」に振り分けした結果の数字と受け止めています。
- ・また、「目的積立金」として積んだからと言って、次年度以降に赤字が出れば、その穴埋めに使用せざるを得ないことも想定されます。
- ・そういった諸々のことを総合的に勘案して、事務局案の数字が妥当と考えますが、異議はありますでしょうか。

<各委員>

- ・異議なし。

<委員長>

- ・それでは、細部の詰め部分がまだ残ってはいますが、基本的には、事務局案を承認する方向で取り扱うこととします。

(2) 平成19年度北海道公立大学法人札幌医科大学の業務実績に関する評価結果（事務局素案）について

<委員長>

- ・議事の2番目であります「業務実績に関する評価結果（事務局素案）」について審議を行います。
- ・この評価結果の素案は、前回実施した法人からのヒアリングなどを通じて、各委員の意見を集

約し、現時点における内容で事務局が取りまとめたものです。

- ・事務局からこの素案について説明願います。

<事務局>

- ・それでは、評価委員会が作成する評価結果（素案）について、説明します。
- ・資料10の「平成19年度北海道公立大学法人札幌医科大学業務実績報告書に係る項目別確認表」ですが、この確認表は、法人が提出した年度計画の自己点検評価（488項目）に対し、評価委員会事務局が、ヒアリング等で業務の実施状況を確認した表でして、評価委員会が作成する、評価結果報告を作成する際の基本となる、いわば作業表です。
- ・なお、事務局が確認して評価が変更となった項目や、法人の説明が妥当と判断した項目については、評価の透明性を図る観点から、この確認表の一番右端の「評価委員会確認欄」で、法人の自己点検評価との相違の理由や、法人の自己評価の妥当な理由を明記しています。
- ・また、この欄には、法人の業務実施状況が特に評価できると判断したものも明記しています。
- ・次に、資料11の「平成19年度北海道公立大学法人札幌医科大学業務実績報告書に係る評価委員会意見確認結果一覧」は、業務の実施状況で、法人の自己点検評価に対し疑義を持った項目に対し、事務局が確認した結果、評価が変更となったり、法人の説明が妥当と判断した項目について評価委員会事務局が確認した作業表で、その検討過程が分かる一覧表となっています。この確認結果は、資料10に反映されています。
- ・なお、平成19年度における法人の自己点検・評価については、年度計画を上回って実施している事項の具体性に欠ける項目が多々あったことから、事務局として評価の確認にあたって時間を要することとなりました。
- ・このため、S評価（上回って実施している）に当たっては、ある程度のお考え方が必要と判断し、誰の目から見ても年度計画を明らかに上回っていると判断できる項目以外は、S評価とはしないこととし、具体的な判断にあたっては、年度実績が数値指標を明らかに上回っていない場合や年度計画が、調査及び検討する事項については、仮に何かを実施する段階まで行っても、その内容（成果）が誰の目から見ても明らかにS評価と考えられるとき以外はS評価としないこととして整理をしました。
- ・次に、評価結果素案についてご説明します。当評価委員会が、法人に対し通知し、知事に報告する際の様式となります。
- ・その構成の一つが、資料6の「評価に当たっての基本的な考え方」です。
- ・内容としては、評価に際しての方法や評価の基準、さらに、法人の自己点検評価基準、評価委員会の項目別評価基準を記載しています。
- ・次に、資料7は「全体評価」であります。ここでは、「総括」と「業務の実施状況」に大別しております。「総括」は、法人の年度計画における業務実施状況の中で、特に取り上げたい事項を記載しました。
- ・また、「業務の実施状況」は、年度計画の全体としての業務の進捗状況と、評価委員会として法人に対し、次年度に改善を要する事項も記載しました。
- ・なお、「全体評価」は、次に説明する、「項目別評価」を総括したものです。
- ・次に、資料8の「項目別評価」ですが、法人の年度計画の、中分類の項目ごとに評価を行い、その中の、特に、記載すべきと判断した項目を「主な取り組みと評価」欄に記載し、さらに、「その他」の欄として、主な取り組みには記載されないが、法人の実績して評価できる項目や、反対に法人に対する検討すべき課題を記載しました。
- ・「項目別評価」は、年度計画の中分類と同じく15項目の項目別評価となっています。
- ・評価結果の事務局素案の一番最後の構成となっているのが、資料9の「項目別評価（総括表）」です。
- ・この「項目別評価（総括表）」については、年度計画の分類により、全体で488項目あるものを、年度計画の第1については、小分類、第2から第5については、中分類ごとに評価を行っています。
- ・なお、この区分の仕方については、前回の評価委員会で、決定をいただいています。
- ・また、この総括表のベースとなるものが、先ほどご説明いたしました、資料10の「平成19年度北海道公立大学法人札幌医科大学の業務実績報告書に係る項目別確認表」です。
- ・年度計画の小分類又は中分類ごとの区分に分けており、25区分となっています。
- ・表中央が法人の自己点検評価を各区分ごとにSからCまでの4段階に分けて集計しています。
- ・さらに、「年度計画を十分に実施している」などの区分ごとの法人の自己点検評価の文言表現

を記載するとともに、主な業務の実施状況も併せて記載しています。

- ・表の右端が、評価委員会評価の欄で、区分ごとのⅠからⅤの評価委員会評価と、その文言表現、法人の自己点検評価を再評価した際の変更結果がわかるようにこの欄に各区分ごとに、法人自己評価欄と同様にSからCまでの4段階に分けて集計したものを記載しています。
- ・そのほか、法人の自己点検評価を評価委員会が確認した結果、相違がある場合は、それが分かるように特記事項として記載したり、評価委員会として法人に対し、次年度に改善を要する事項も併せて記載しました。

<委員長>

- ・資料10と資料11についてですが、法人の自己評価に対して、評価委員会の方で意見を出したもののついて、法人からの説明を求めた結果を事務局がとりまとめたものですが、これらは、評価結果素案の作成の基になるものなので、こちらの審議を先に行いたいと思います。
- ・資料10と11について記載内容等について何か修正意見や質問等はございませんか。

<委員>

- ・同じ項目が至る所に出ている。それで、同じ項目なのだけれども、ある場所ではS評価になっていたたり、ある場所ではA評価になっていたりする。これは箇所付けされた場所が違うから、評価も異なってくるということなのでしょうか。
- ・例えば、年度計画230番のスタッフ制度の導入ですが、評価委員会としてはA評価としたが、S評価となっています。その一方、年度計画の170番の産学地域連携センターについてもスタッフ制度の導入について書かれていますが、これの自己評価はAとなっています。
- ・同じことは、年度計画の241番にも同じようなことが書かれているし、更に425番もそうですし、これ以外にもありますが、これは場所が違うということと、計画の位置づけが違うので、同じ項目でも違う評価になったというように解釈しています。

<委員>

- ・やはり、再掲が多すぎであり、もっと整理する必要があるものと思います。

<委員>

- ・評価委員会としても、これだけ再掲項目が多いと非常に評価しづらいですね。

<委員>

- ・年度計画番号の149番は、自己評価ではS評価であったものを、委員会評価ではA評価としたのですが、またSに戻ったのですか。
- ・事務局の考え方としては、それなりに具体的にやっており、計画を上回っているという判断なわけですね。具体的に何かやらざるを得ないのでしょうか、それがクリックابلだからS評価として評価できるのか、パソコンであるからにはクリックابلなのは当たり前なのではないかという疑問が私には残ります。

<委員>

- ・私も、これについては、相当数のアクセス数があって、学内外から相当数利用されている実績があって初めてS評価に値すると思います。

<委員>

- ・法人では、あるシステムを作って、それを導入したからS評価ですという考え方なのですか。

<委員>

- ・このシステムについて、実際どのように、どの程度活用されているのか、この点の説明がまだ不十分といわざるをえないと思います。

<事務局>

- ・私どもも、正直申し上げまして、システムが導入されたということをもって、S評価としたのですが、ただいま委員からご指摘がありましたとあり、その実際の運用がどうであるのかまでは精査してませんでした。

<委員>

- ・研究シーズを公表する方法としては、いろいろな方法が考えられるが、この札医大さんのクリッカブルマップが、他大学のシステムと比較しても、特に顕著に優れているものであるということが、道民の目から見ても、なるほどと納得できる内容のものなのかどうか、また、他大学の研究者が利用して、非常に有効であると判断されるようなものなのではないでしょうか。
- ・この点について、説明がなければ、評価をまたAに戻すということも考えなければならないのではないかと。そうでなければ、評価委員会が道民に対して説明がつかないと思います。

<事務局>

- ・確かに、委員ご指摘のとおり、実際の項目の内容まできちんと精査しきれていない項目が、他にもあります。
- ・他に委員の目から見て、S評価には至らないのではないかとこのものがございましたら、この場でご指摘をいただき、事務局として内容を再確認させていただきます。

<委員>

- ・やはり、「上回った」というからには、「作ります」で「作りました」ということではS評価にはならないと思います。何かを造り、内容を伴ったパフォーマンスがあって初めてS評価だと思います。
- ・「検討する。」の場合は、中期計画期間で、最終的に何か目標が後年度にあるわけで、検討した段階では、S評価にはならないですね。

<事務局>

- ・S評価の基準として、中期計画で設定されている目標を上回る内容の結果を伴って初めてS評価である、ということはこの委員会で決定していただければ、来年度以降、そのように評価していきますが、どうでしょうか。

<委員>

- ・検討する、となっていて、何かの規定をつくったとか、何かの仕組みをつくったことによって、顕著とまではいいませんが、何らかの内容を伴う成果が出て、初めて「上回った」といえると思います。

<委員>

- ・そもそも、これだけの項目数が必要だったのか、疑問に思います。
- ・3点ほど違和感がありまして、
①まず、項目に書かれている内容の意味がよく解らない、②評価の基準が分からない、例えば、どういう要素を90%として自己評価しているのか解らない、③自己評価であまりにS評価が多すぎるということです。
- ・検討中ですとか、実施したとかということがありますが、民間の感覚だと、ただいま他の委員の発言にもありましたとおり、実施してどうなったか効果が出た時点で評価に繋がるものであって、どこに評価の基準をもっていくべきかということを整理すべきです。
- ・また、法人で行ったヒアリングの内容についても、個々の項目について十分な議論がなされなかったのではないかとこの疑義があります。
- ・初年度にS評価が多すぎると、中期計画期間全体を考えた場合、後にかなり苦労されるのではないかと心配しています。
- ・率直に見た場合、とにかくS評価が多すぎる。来年度以降のことを考えてみた場合、法人側にとっても、S評価が多いのは問題ではないかと思っています。
- ・項目の内容や、法人の自己評価の基準や実際の達成状況がよくわからないと、強く感じてくるところです。

<委員>

- ・そのとおりだと思います。いきなり目標を上回ってしまったということでは、中期計画は6年間ありますので、やることなくなくなってしまいますよね。
- ・一点、感想ですけれども、特に私は教育分野に長年携わってきたわけですが、法人の自己評価で印象を受けたのは、教育の成果に関することというところをずっと見ていきますと、医学部の場合は、カリキュラムに係る意見、要望調査というのを行い、これを行いました、これから

はその要望調査について検討していきます、という形で、その他のものも大部分がそのような作りになっています。

- それから、実際に平成20、21年度がどうなるのかが全く不明です。最終的には、医大においては、意見を聴取したら、中期計画期間中にどういう段取りで中期計画を進めてゆくのかが、年度毎に個々の達成段階を設定して、それに従って、法人が年度計画を作成、実行し、評価委員会がその成果を検証していく必要があります。
- いきあたりばつり的に、平成20年度はこのような計画にしました、平成21年度はこんな計画にしました、ということでは困るわけです。あくまで中期計画6年間全体の中で、どのような段階にあって、この年度はこのような計画にしましたという説明がなければいけないわけです。
- そして、年度計画を書く場合でも、中期計画期間中の計画を立てて、具体的にこの年度では何をやる、この年度では何をやるというように、中期計画期間全体像のなかの位置付けを見据えた上で、作成する必要があります。

<委員長>

- 項目数は確かに多いですね。記載するだけでも大変だったのではないのでしょうか。

<委員>

- S評価にしてもらうための文章にする、ということにもものすごく時間や労力を費やされておられるようで、本来の意味からずれてしまっている懸念があります。

<委員>

- S評価の数というのは、延べ数であり、再掲項目も含めているということですね。
- そうすると、これだけ再掲を多くすると、一個S評価が付くと、延べ数でS評価の数が非常に見せかけ上膨らんでくるということで、この点も問題です。

<事務局>

- 再掲の部分はカウントしないですとか、来年度の評価では、評価の方法も改めて検討する必要があると考えています。

<委員>

- 私も同様の意見なのですが、S評価がこれだけ多いということは、そもそも年度評価で最初の目標設定が低すぎた、適切ではなかったということも考えられますので、平成21年度以降の年度計画については、中期計画全体の中での位置付けを踏まえ、年度計画で評価するに値するだけの目標を設定すべきであるということを意見として申し述べておきます。
- また、再掲がかなりの数ありまして、例えば334番と195番は同じ内容です。地域連携によって、紹介患者を最終的に20%増やすということですがけれども、これは非常に分かりやすい目標であるかとは思いますが。
- これに対して、システムをつくるというだけで評価している項目も結構ありますので、ある程度具体的な目標を設定して、明らかにその目標を上回っている場合は別だとは思いますが、こういう体制を作りましたので、S評価ですのというものが結構見られたものですので、来年度に向けての課題として、改善の方法について検討したいと思っております。

<委員>

- 例えば、241番なんですが、スタッフは計画的に採用しているのでしょうか。たまたま平成19年度にスタッフ制度の対象となり、その仕事をやらせたらうまくいったというようにしか見えないのですが。
- 230番、231番でスタッフ制について書かれており、財務関係、英文翻訳や地域貢献の仕事をさせている。これはある程度、計画的に行ったということなのではないでしょうか。

<事務局>

- 採用については、法人の方で、ある程度、計画的に行うように採用計画をつくっているとは思いますが、何年度に何人採用するかまでは把握しておりません。

<委員>

- ・いきなりスタッフを採用できたというのは、なかなか進んでいるなというように思いますが、スタッフ制度を導入するというのは、本当に平成19年度に考えてつくったものなのですか。それとも、平成18年度から、そういう計画があって平成19年度にそれを実施したということなのでしょうか。

<委員>

- ・具体的な採用計画が見えませんからね。確認する必要はありますね。
- ・また、230番をS評価に戻すというのは、どのような考え方からでしょうか。

<委員>

- ・実際にスタッフを3人採用しているのは分かるのですが、そのことによって具体的にどのような成果が上がったのかが示されていません。
- ・前年度に採用計画があって、平成19年度に採用したということだと、前から計画していたことを行っただけですので、計画を上回ったとは言えないと思います。
- ・年度計画の書き方としては、「平成19年度にスタッフ制度を導入する。」と記載すべきだったと思います。

<委員長>

- ・同じような話かも知れませんが、229番の産学官連携コーディネーターの申請についてですが、私は平成19年度に初めて申請したのかと思っていたのですが、平成18年度も申請されているということで、法人化前からある制度をただ実施しただけなんですよ。

<委員>

- ・230番、231番をSに戻すというのは、ある程度中期計画の中での位置づけをはっきりさせた上でないと、上回ったかどうかは判断できないと思います。
- ・既存の路線をただ行ったというのでは、S評価には、ちょっと戻せないですね。

<事務局>

- ・私どもの確認も甘かったところがあると思っていますのでございます。
- ・年度計画の中で、計画段階で検討するとしていたものを、とりあえず何らかの形で実施していれば、AからS評価に戻したという判断だったのですが、今、委員ご指摘のように、実施した内容というか、成果が上がっていなければ、それはS評価には値しないのではないかと思います。そのとおりだと思いますので、この点につきましては、再度、見直しします。

<委員>

- ・Aでも計画通り行っているということなので、十分よい評価だと思います。S評価といいますと、文字通りなにかスペシャルなものがないと、道民に対して説明ができないと思います。
- ・また、S評価の場合、前回のヒアリングのときに、教養教育をこれから充実させるというお話しがありましたが、そういった意味では教養教育の充実が札医大の重点政策ということですので、その中で、計画を具体化させて成果をあげていけば、私はそれはS評価だと思います。
- ・たまたま偶然、ここまでだと思っていたが、それより進んだというものについてS評価ですというのではなく、かなり戦略的、施策的な意図を持って、これが重点事項なんですと、その中でこの部分がすごく進んでいるんです、というような話でなければ、S評価とは言えないので、あとは普通に計画どおり進んでいるということでA評価ということが判断基準になると思います。
- ・しっかりした計画性、意図を持って実施して、うまく進めていって計画を上回るということが求められると思います。

<事務局>

- ・私どもの方でも、今回の評価に当たりましては、そこまでの基準を示していなかったという面もございまして、それで、法人の考えで自己評価を行ったのだと思います。
- ・S評価につきましては、いろいろご意見がありましたので、再度、事務局の方で整理します。
- ・基本的に、多少上回っているとかがどうかということではなく、成果だとか、効果的な何かがなければS評価とはしない、ということの評価のラインとして、再整理したいと考えていますがよろしいですか。

<委員長>

- ・前回、評価委員会でA評価としたもので、今回S評価に戻ったものについて、再度確認するというところでよろしいですか。

<委員>

- ・再掲項目で場所によって評価が異なる箇所も、整理していただきたいと思います。

<委員>

- ・S評価が多かったら、後が大変だという認識をお持ちいただきたいことと、項目数が多すぎるという思いは各委員もお持ちだと思います。

<委員長>

- ・全体評価の中で、法人も488項目も必要があるのかということ指摘しておく必要がありますね。これだけの項目について、法人が一所懸命自己評価したのもわかるのですが、項目数を減らすべきだと思いますね。

<委員>

- ・例えば、年度計画のNo281でいえば、自己点検が下記のa~jのとおりとなっています。それで次のNo282が下記(a)、(b)のとおりとなっていて、これについて、AとかSとか評価が付いているのだけれども、こういうのが多いんですね。ほかにも下記a、bのとおりと書いて、それを一つの項目と見なして、下の方でまた評価しています。これ自体どうなのかと思うのと、この中で評価が食い違うところもあり、変に思います。
- ・一番上のところで全体を評価するということが十分なのではと思います、こういった二重評価は必要ないと思いますし、結果として項目数が多くなる原因の一つだと思います。

<委員長>

- ・ここは、確かに違和感のあるところで、来年度の評価に向けて整理されるべき事項ですね。
- ・重複しているところで評価が食い違う点については、事務局に整理していただきます。
- ・あとは、全体評価のところ、項目数をできるだけ減らしたいので、この点について指摘しておくのと、平成20年度の年度計画については、原則的には、手を付けられないのかも知れませんが、その場合また、4百数十項目について評価が必要となりますので、これを今から整理できるものかどうか、民間の感覚ですと変えてもいいという感じがしますが、何かの足を踏んで、半分程度に減らしていいと思うのですが、実際、そのあたりは可能なかどうか。

<事務局>

- ・法人の方でも審議機関などの決定を経た上で決定しておりますので、今から変更する場合はかなりの混乱が予想されますので、平成20年度の年度計画については難しいかと思いますが、来年度、評価するに当たっては、重複項目については、評価の対象から外す、という方法もあるかと思いますが。

<委員>

- ・第1から第5までの大項目がありますが、これは動かさないのでしょうか。

<事務局>

- ・これは中期計画で項目立てしているところですので、動かすことはできません。
- ・中期計画で233項目ございまして、それをまた細分化したものが年度計画ですので、これ以上減らすことは、理論上、難しいかと思います。

<委員長>

- ・中期計画も再掲項目が多くありますので、それを集約して、年度計画を作成することは可能ですよね。
- ・ただ、どんなに頑張っても年度計画の項目数が100程度（旭川医科大学の年度計画は120程度）にはならないということで、最大限頑張っても中期計画の項目数程度というところでしょうか。

<委員>

- ・評価段階に入って、こんなに再掲項目が多いことを再認識しました。

<委員>

- ・財務に関してですが、中期計画期間中の大学の全体の財務計画とか運営方針などは策定しているのですか。

<事務局>

- ・中期計画の中で、6年間で達成すべき数値指標を設定しています。

<委員>

- ・中期計画の印象ですけれども、年度計画でいえば423番に対応する中期計画は「中長期的な視点に立ち、法人化のメリットを生かし積極的に財務内容の改善に努め、運営費交付金依存率を平成18年度比5ポイント縮減するよう取り組む。」とありますが、年度計画では、財務に関する事項は、いろんな場所に記載されているのですが、運営費交付金は毎年減額されていく中で、中期計画期間を通じた財務の運営方針、毎年運営費交付金が減額されることを見越したうえでの財務の運営方針というものを、是非お建てになったら如何かと思います。これは、意見として申し述べておきます。国立大学は、策定を求められています。

<委員長>

- ・他にご意見等はございませんか。

<委員>

- ・資料7の全体評価についてですが、概ねこのような形でよいと思います。

<事務局>

- ・なお、(2)の業務の実施状況についてですが、なお書きで、「なお、法人がS（上回って実施している）と自己点検・評価としているものの中には、計画を上回って実施している事項の具体性に欠ける項目や理由が記載されていない項目が含まれていることから、今後は、自己点検・評価の判断理由などについて、道民にわかりやすく示すための工夫が求められる。」と書いています。
- ・その他に何か追加するものがありませんでしたら、お知らせ願います。
- ・私どもといたしましても、S評価については、S評価とした根拠を道民から説明を求められた場合、その根拠を示せなければ、私どもも説明できませんし、評価委員会としても説明ができないこととなりますので、この点については、しっかり確認したいと考えております。

<委員長>

- ・年度計画の項目を減らす、というのは(2)には書けないのでしょうか。

<事務局>

- ・年度計画というのは、法人が自ら作成し、知事あてに届け出るものなので、北海道が認可するという立場にあるものではありませんので、そういう意味では、表だって意見を附すというのは難しいと思われます。

<委員>

- ・感想として伝えていただければと思います。
- ・項目数(再掲項目)が多いと、どうしても技巧の世界に入るので、事務的な手数もかかります。

<委員長>

- ・S評価の基準ですが、次回の評価委員会で、もっと分かりやすくするようにしたいと思います。

<委員>

- ・資料8の項目別評価の3 社会貢献に関する目標を達成するための措置、年度計画の217、218番ですが、疾病の予防や健康づくりに関する情報発信を新聞社と提携してやっている

いうことは、非常にユニークな取り組みだと思いましたが、ここにとりあげてもいいのではないかと思います。

<事務局>

- ・項目別評価で記載したいと思います。
- ・資料8の2ページ目の【その他】に意見として載せる整理とします。

<委員>

- ・資料8の4ページ目の3 人事の改善に関する目標を達成するための措置ですが、評価がⅡになってますがどうなのでしょう。他はⅣないしⅢになっていますが。

<事務局>

- ・この項目については、全部で13項目あったのですが、現在の評価では、Sが4つ、Aが7つで、Bが2つあったものですから、S、Aの割合が84.6%ということで、機械的に評価がⅡになってしまったものです。
- ・S、Aの割合が9割以上の場合はⅢの評価になるのですが、この項目については、9割に満たないということで、機械的に評価がⅡとなるものでございます。

<委員>

- ・Sを増やすより、Bを減らした方が、総合的な評価としてはよいですね。

<委員>

- ・年度計画の419、420番ですね。評価制度を構築する、システムの導入について検討するということだったのが、検討中であるからB評価であるということですか。

<事務局>

- ・道においても、一般職まで評価制度が始まっています。これと同じような仕組み作りをしたかったのですが、そこまでできなかったということで、法人の自己評価で、自らB評価としています。

<委員長>

- ・検討して、なにかしらの方向が決まっていれば、A評価にすることも考えられたんでしょう。

<委員>

- ・検討中だから、検討してインセンティブを付与するシステムの導入を検討することになっていたのだけれども、「検討中」だから、A評価までには至らなかったですよ、ということですね。

<委員長>

- ・いろいろなところに「検討する。」とありまして、「検討した。」からA評価ということに今回はなっていますが、その検討の中身、内容が果たしてA評価に値するものだったかどうかまでは、今回の評価では確認できなかったところが多かったですね。これは今回の反省点として、今後、評価する上で、改善を要していくところですね。

<委員>

- ・Ⅱ評価とすることは致し方ないところでしょうか。

<委員長>

- ・その他、ご意見、お気づきの点等はありませんか。

<各委員>

- ・特になし。

<委員長>

- ・それでは、ご意見等も出尽くしたようですので、まとめますと、項目別評価の中に、情報発信について、新聞社と提携したことを反映するということと、S評価に戻ったものの再精査につ

いて整理を行うということです。

- 結果につきましては、事務局と私の方に一任していただければと思います。
- その結果を次回の評価委員会で報告することとします。
- あと、評価委員会からの要望事項として、平成21年度以降は年度計画の項目数を、再掲をできる限り控えるとか、内容を精査して1つにできるものは1つにするなどして、できる限り項目数を厳選して、減らすよう要望するという事です。
- それでは、本日の結果を踏まえて、今度は20日に第3回評価委員会がありますので、その際に最終の検討をさせていただければと思っております。
- 本日の議事はすべて終了しました。